富山県情報公開審査会答申概要(答申第54号)

〇件 名 交通規制関係協議記録の部分開示決定処分に係る審査請求事案

〇開示請求年月日 平成29年3月3日付

〇実施機関の決定日 平成29年3月13日

〇実施機関(担当室課)富山県警察本部長(交通規制課)

〇決 定 内 容 部分開示決定

〇部 分 開 示 理 由 個人に関する情報であり特定の個人が識別されるため

県内部における審議、検討等情報であるため

〇審 査請 求 年 月 日 平成 29 年 4 月 24 日

〇審 査 請 求 の 内 容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める

〇諮 問 年 月 日 平成29年6月20日

〇答 申 年 月 日 平成30年1月24日

〇争 点 実施機関が公文書を部分開示決定したことの妥当性

〇審 査 会 の 判 断

第1 当審査会の結論

富山県警察本部長(以下「実施機関」という。)が部分開示決定した交通規制関係協議記録のうち件名欄の一部、協議の概要欄の一部(民間事業者の役職及び氏名を除く。)、内容欄、備考欄の一部及び参考資料を非開示とした処分は妥当性を欠くから、これを取消し、新たに開示、非開示等の決定をすべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成29年3月3日付けで、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第5条の規定により実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った(以下「本件開示請求」という。)。

本年1月17日に富山市生活安全交通課が総曲輪バス停箇所の渋滞問題(バスが二車線で乗降客を乗り降りしている危険な状態)について規制を設けるなどの内容が判るもの

- 1. 富山市が申し入れた内容が判るもの
- 2. 同件に関して富山県警が対応している内容や経緯が判る資料(決裁も含む)

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、審査請求人の本件開示請求 2 に対し、次のとおり、平成 29 年 3 月 13 日付け富交規第 649 号で条例第 11 条第 1 項の規定により部分開示決定を行った(以下「本件処分」という。)。

なお、本件開示請求1に対する非開示決定処分については、審査請求人からの不服申立

てはない。

ア 開示をしない理由

実施機関は、まず、警察職員のうち、警部補同相当職以下の職員の氏名及び印影が分かる部分については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができ、かつ条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しないため、同号に該当するとした。

次に、県の内部における審議、検討及び協議に関する情報が記載された部分及び交通 規制関係協議記録の添付資料部分については、県の内部における審議、検討及び協議に 関する情報であって、公にすることにより、素直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の 者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報であるため、同条第5 号に該当するとした。

イ 特定した公文書

平成29年3月2日に作成された、富山中央警察署交通課規制係と民間事業者が、●●

●●●周辺における渋滞対策について協議を行った概要が記載してある交通規制関係 協議記録を公文書として特定した。なお、本件公文書の特定について争いはない。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成29年4月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第4条の規定により富山県公安委員会に対して審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)。

(3) 当審査会への諮問

富山県公安委員会は、条例第19条の規定により、平成29年6月20日付け富公委第385号で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 理由

審査請求人は審査請求書において、①平成29年1月17日に富山市が富山中央警察署に対して申し入れた、総曲輪地域の渋滞対策を協議した記録文書を開示請求したが、協議の概要及び内容は全て非開示であり、県民の知る権利にこたえていないこと、②渋滞解消を目的とした対策の申入れは、富山市民、県民の安全を図る上で緊急かつ重大な問題であり、公開が原則であること、から「処分は誤っており、部分開示決定を取消し、全面開示決定を求めます。」と主張する。

また、審査請求人は意見陳述において、①対象地域も黒塗りされた状態では、審査請求人が申し入れした内容の文書か否かも判断できないこと、②仮に、審査請求人に関する記載がある部分を個人情報として非開示となっているのであれば非開示にする必要はないこと、③ 県民の生命に係る危険度の高い交通実態を改革する趣旨の情報公開請求については非開示にする理由はないことを主張する。

第4 実施機関の説明

まず、弁明書において、「①協議記録の件名の一部、協議概要欄の項目以外の部分、内容欄の全ての部分、備考欄の一部及び参考資料を開示すれば、協議者、協議内容が明らかになり、外部からの干渉、圧力等の影響が懸念され、率直な意見の交換が妨げられ、以後の対策の検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるほか、協議者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。」こと、「②当該非開示情報を開示することにより、今後、同種の検討に係る協議においても、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定に不当な影響を与えるおそれがあること」から、非開示部分は妥当であり、本件審査請求における公文書部分開示決定処分には、不当な点はなく、本件審査請求は、理由なしとして棄却されるべきであると主張する。

また、意見聴取において、①民間事業者を明らかにした場合、渋滞等が発生した際に、民間事業者にも第三者から対応を迫られるというような不利益があるとすれば、今後、民間事業者と率直な意見交換ができなくなること、②この協議は、単なる富山中央警察署と民間事業者との協議結果を記録したものではなく、今後どのように対応していくのかを警察内部で検討するための資料であること、③開示されれば、警察との協議内容は公にされると思われることにより、今後、警察と民間事業者との間で行う協議において、民間事業者から様々な情報が得られなくなることを主張する。

第5 本件処分に対する当審査会の判断

1 公文書の特定

本件開示請求に対し、実施機関が本件処分で特定した公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成29年3月2日に作成された富山中央警察署交通課規制係と民間事業者が、●●●●
●周辺における渋滞対策について協議を行った概要が記載してある交通規制関係協議記録と参考資料であり、本件公文書の特定について争いはない。

この交通規制関係協議記録には、(1)決裁欄、(2)件名欄、(3)作成者の職・氏名欄、(4)協議の概要欄、(5)内容欄及び(6)備考欄が記載されており、また、参考資料2枚が添付されていた。

2 本件処分の妥当性

(1) 条例第7条第2号の該当性

交通規制関係協議記録の決裁欄の印影並びに作成者欄の氏名及び印影については、条例第7条第2号ウの規則第3条で定める職に当たる者の氏名及び印影の部分を非開示としていることから、当該部分を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 条例第7条第5号の該当性

実施機関は、交通規制関係協議記録の件名欄の一部、協議の概要欄の一部、内容欄、備 考欄の一部及び参考資料については、条例第7条第5号により非開示とした。

しかし、同号に規定する審議、検討又は協議主体には民間法人は含まれておらず、また、 実施機関からは、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を不当 に損なうおそれ(危険)、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ(危険)又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ(危険)のある情報であるとする明確な説明がないことから、本件公文書に同号は適用されないものと考える。

なお、協議の概要欄の「2 協議者」に記載されている民間事業者の役職及び氏名は、 同条第2号の個人に関する情報であるため、非開示とする実施機関の決定は妥当である。

(3) 非開示部分についての検討

交通規制関係協議記録の内容欄については、民間事業者の事業活動に関係する部分もあることから、条例第7条第3号アに規定する公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当することが想定される。

しかし、交通渋滞対策や安全確保対策がどのように行われているかは、県の諸活動として県民が当然に知りたい情報であり、また、これらの情報は公益性を有し、その程度は高いものと評価される。

このため、開示決定等を行うに当たっては、実施機関において、①民間事業者の保護すべき権利利益に着目し、条例第 15 条第 1 項による関係者からの任意的意見聴取の手続を経た上で開示、部分開示又は非開示とするべきか、②民間事業者の保護すべき権利利益と公益上の必要性を比較考慮して、同条第 2 項による関係者からの必要的意見聴取の手続を経た上で条例第 9 条の公益上の理由による裁量的な開示を行うべきか、の検討がなされる必要があった。

なお、その他の非開示部分並びに参考資料については、条例第7条各号に規定されている非開示情報に該当するとは認められないので開示すべきものである。

当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 29 年 6 月 20 日	富山県公安委員会から諮問書を受理
平成 29 年 8 月 28 日 (第 152 回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
平成 29 年 9 月 5 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 29 年 9 月 27 日 (第 153 回審査会)	審議
平成 29 年 10 月 30 日 (第 154 回審査会)	・審査請求人からの意見陳述 ・警察本部から非開示理由等を意見聴取
平成 29 年 11 月 27 日 (第 155 回審査会)	審議
平成 30 年 1 月 24 日 (第 156 回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現職等	備考
岩田繁子	富山県婦人会会長	
岩 本 聡	北日本新聞社論説委員長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹瀬美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹地潔	富山大学経済学部教授	会 長
西岡秀次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。) 抜粋

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報 (以下<u>「非開示情報」</u>という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当 該公文書を開示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア~イ (略)

ウ <u>当該個人が公務員等</u>(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家 公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人 の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並び に地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の 遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等 が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利 益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容 に係る部分

$(3) \sim (4)$ (略)

- (5) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) (略)

富山県情報公開条例施行規則(平成14年富山県規則第6号)抜粋

(氏名を開示しない職)

第3条 条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充て る警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職とする。